

ボロもうけ
しているのに

かんたんに首切るな!

許すな!
ハケン切り

トヨタ^株8000人、日産1500人、いすゞ1400人
キヤノン^券1100人。日本IBMは正社員2000人



いすゞの労働者、JMIUに加入し闘う!
退職強要IBMで続々JMIUに加入!

大手自動車メーカー もうかっているのに首切り

	10月以降の非正規人員削減計画	2008年度営業利益予想(連結)
トヨタ	8000人(期間工)	6000億円
ホンダ	760人(期間工)	5500億円
日産	1500人(派遣)	2700億円
スズキ	600人(派遣)	1000億円
マツダ	1300人(派遣)	900億円
三菱自	1100人(派遣・期間工)	500億円
いすゞ	1400人(派遣・期間工)	600億円

全国で「ハケン切り」が荒れ狂い、派遣労働者が寒空に放り出されはじめています。寮や社宅で日々ぎりぎりの生活をおくっている派遣労働者にとって、解雇はまさに「死」を意味する人権侵害です。

「減産」とはいえ、今期も大企業は大もうけを予想しています。契約期間前はもちろん、簡単に解雇できるものではなく、泣き寝入りする必要はありません。労働組合に加入し、みんなでたたかえば雇用をまもる

ことができます。労働者への一方的な犠牲転嫁は許されないのです。

いすゞ(栃木)では、「契約期限前の解雇は許せない」と期間工の労働者が、日本IBMでは「退職強要やめよ」と正社員が続々とJMIUに加入するなど、いま各地でたたかいに立ち上がっています。

無法な首切りから、雇用とくらし、人権をまもるためにJMIUに加入し、全国の仲間とともにたたかきましょう。

連絡先

全日本金属情報機器労働組合(JMIU) 03-5961-5601

東京都北区滝野川3-3-1 FAX 03-5961-5603 <http://www.jmiu.com> Eメールhonbu@jmiu.com 2008年12月発行

JMIUに加入し、雇用を守ろう

雇用の不安を感じたら、すぐに相談を

許すな「ハケン切り」、実現しよう「派遣法」抜本改正!

自動車メーカーをはじめ全国で横行している大量の「ハケン切り」が、社会問題となっています。無法な解雇を許さず雇用をまもるには、労働組合に入って仲間とともにたたかうしかありません。

「やめよハケン切り」「まもれ雇用」の世論をひろげ、労働者をまもる保護法へと派遣法を抜本改正させましょう。

偽装請負には「みなし雇用」の適用を

「請負」を装った偽装請負や二重派遣には「みなし雇用」(派遣先事業所と派遣労働者との間に雇用関係が成立しているとみなす制度)を適用すべきです。

常用雇用の代替の禁止を

雇用の原則は「直接雇用」です。雇用者責任があいまいになる派遣労働は「臨時的・一時的」なものに限定すべきです。

法律に正社員などの常用雇用の代替禁止を明示すべきです。

日雇い派遣・スポット派遣禁止を

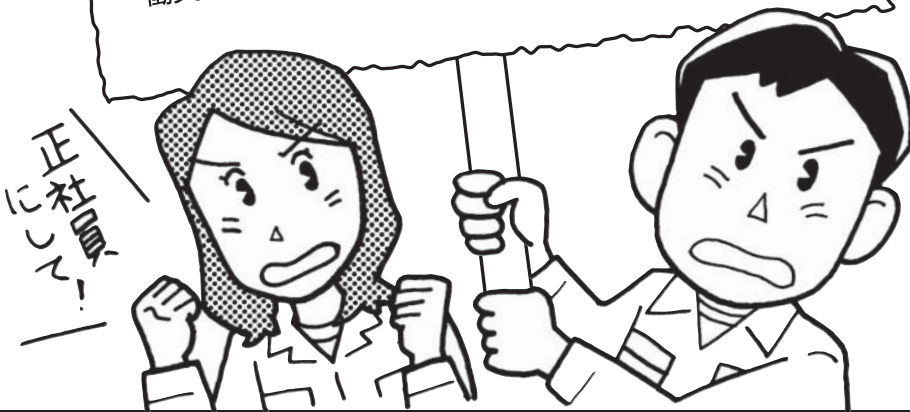
法案では、30日以内の派遣は原則禁止とされていますが、雇用契約31日の日々派遣は合法です。毎日違う派遣先で違う業務に付き、不慣れな現場で大ケガ。厳格な業種規制をすべきです。

登録型派遣の原則禁止を

登録型派遣は、もっとも不安定な雇用形態です。常用型派遣か、派遣先の直接雇用に移行していくべきです。

現行でも好き勝手には解雇できません

契約期限前での解雇はもちろん違法(労働契約法第17条)です。業績悪化など企業の都合で解雇する場合でも、判例では①人員削減の必要性②解雇回避努力③人選の合理性④労働者との十分な協議(整理解雇の四要件)を満たす必要があるとされ、「客観的に合理的な理由」を欠き、「社会通念上相当であると認められない」解雇は無効(労働契約法16条)です。



選別・永久派遣化の大改悪(政府案)

「期間の定めのない派遣労働者」の

◆ 派遣先会社の事前面接(選別)の解禁

◆ 勤続3年超の労働者への直接雇用契約申込義務の撤廃

は認められません

派遣労働は一時的なもの、1999年より前の規定 対象業務に制限期間を1年に制限 に!